

## 武蔵大学における研究データ等の保存及び管理に関する規程

平成 27 年 7 月 23 日

常任理事会制定

改正 平成 29 年 11 月 16 日一部改正

### (目的)

第 1 条 この規程は、武蔵大学（以下「本学」という。）における研究データ等の保存及び管理に関して必要な事項を定め、研究成果の第三者による検証可能性を確保することで、研究データ等の保存及び管理によって生じる研究不正リスクを防止することに寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規程において、各用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 研究データとは、生データ、実験・観察ノート、アンケート結果、インタビュー記録、印刷物、書物・論文等、研究のために収集したすべての情報をいう。
- (2) 試料・標本とは、実験のために用いたすべての試料・試薬・標本・装置のことをいう。
- (3) 研究データ等とは研究データ及び試料・標本のことをいう。
- (4) 保存とは、研究データ等を各々定められた期間保有することをいう。
- (5) 研究者等とは、本学に雇用されて研究活動に従事している者及び専ら本学の施設・設備を使用して研究する者をいう。

### (保存対象)

第 3 条 この規程において、保存の対象は次の各号に定めるものとする。

- (1) 研究者等による発表された研究成果に関する全ての研究データ等
- (2) 研究者等であった者による研究者等であった期間に発表された研究成果に関する全ての研究データ等
- (3) 前 2 号の規定にかかわらず、武蔵大学総合研究所研究員に関する内規第 2 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 6 号の研究員（以下「研究員」という。）においては、科学研究費助成事業の予算配分又は措置により発表された研究成果に関する研究データ等とし、学部学生及び大学院生においては、競争的資金等により発表された研究成果に関する研究データ等とする。
- 2 研究成果の発表にはワーキングペーパー、ディスカッションペーパー、学会等での口頭発表、インターネットでのディスカッション（客観的なデータ・資料を提示して科学コミュニティに向かって公開する場合）を含む。

### (管理責任)

第4条 研究データ等は研究者等の責任において管理保存する。ただし、研究員については自宅での管理保存とする。

2 複数の研究者等が共同で研究を実施する場合においては、各研究者がデータを保存し、研究代表となる者が全てのデータ保存状況について把握する。

3 前項に定める研究代表となる者とは、科学研究費助成事業及び武蔵大学総合研究所プロジェクト援助金における研究代表者、それ以外の研究活動において定めがある場合の代表者、及び定めのない場合は研究開始前に研究者間で決めた者をいう。

4 研究者等は、発表した研究成果の研究データについて、個々の研究者単位で管理簿等を作成するとともに、追加的研究成果を発表した場合には、それに用いた情報を追記して管理しなければならない。

(保存期間)

第5条 研究データ等の保存期間は、次の3種類とする。

(1) 研究データは10年保存とする。

(2) 試料・標本は5年保存とする。ただし、学校法人根津育英会武蔵学園固定資産及び物品管理規程（以下「物品管理規程」という。）により5年以上の耐用年数が定められている場合はそれに従う。廃棄については5年保存の後、物品管理規程に基づき実施することができるが、競争的資金により取得した場合は当該競争的資金の定めが優先する。

(3) 法令又は配分機関による保存期間の定めがある場合はそれに従う。

2 保存期間の起算日は、そのデータを用いた研究成果を発表した日の属する事業年度の翌事業年度のはじめとする。論文については掲載日が研究成果を発表した日となる。

(他の媒体による保存)

第6条 研究データ等は第1条に定める目的を妨げない限り、次の各号に定めるところにより他の媒体に保存することができる。

(1) 書物及び論文については各研究成果発表と対応する文献リストを作成して保存することができる。

(2) 前号以外の研究データ等は3年を経過した場合は当該データの保存に代えて、当該データの内容を電子データその他の保存に最も適した媒体に記録して保存することができる。ただし、研究者等であった者の研究データ等は、研究成果の発表から3年を経過していない場合でも、他の媒体により保存することができる。

(研究データ等の開示)

第7条 研究者等は、学長又は研究倫理教育責任者から要請があった場合には、研究データ等の開示を行わなければならない。

(所管)

第8条 この規程に関する所管部署は、研究支援課とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 23 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日に遡って適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。